

◎新潟県告示第1110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和5年10月24日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問リハビリテーション	介護老人保健施設保倉の里（介護予防）訪問リハビリテーション	新潟県上越市浦川原区顕聖寺730番地1	社会福祉法人くびき社会事業協会	令和5年10月1日
介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設保倉の里（介護予防）訪問リハビリテーション	新潟県上越市浦川原区顕聖寺730番地1	社会福祉法人くびき社会事業協会	令和5年10月1日